

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

1 目的

別添1「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について（令和3年12月1日付け総行第419号・国不入企第33号）」に基づき、建設業における技能労働者の処遇改善や法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境の構築のため、契約締結後に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を建設工事の受注者に対して求め、法定福利費が適切に計上されているか、発注者として確認を行うものです。

2 対象工事

設計金額が250万円を超える工事

3 概要

(1) 受注者は、契約締結後10日以内に工事担当課（監督員）へ法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を提出します。様式は、別添2のとおりです。

(2) 工事担当課は、「請負代金内訳書」の確認を行います。

確認の結果、受注者が明示した法定福利費の金額が、工事担当課による予定価格の積算から推計される「法定福利費概算額（※）」の1/2以上である場合は、確認完了です。

1/2未満である場合は、受注者に対して金額の錯誤等がないか再確認を行います。

（※）「法定福利費概算額」＝工事価格×法定福利費の割合（別添3）で算出します。

4 適用時期

令和6年4月1日以降、入札公告や指名通知等を行う案件から適用します。

5 関係する規則等（抜粋）

(1) 浜松市建設工事執行規則

（工事工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書）

第19条 1～2（略）

3 受注者は、市長から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、当該請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

4 （略）

(2) 浜松市建設工事執行細則

（請負代金内訳書）

第13条 規則第19条第3項の規定により受注者から請負代金内訳書を提出させる工事は、設計金額が250万円を超える工事とする。

2 工事担当課長は、前項の規定による請負代金内訳書が提出されたときは、その内容を審査し、契約担当課長に送付する。

※下線部分は、令和6年4月1日付で改正予定

(3) 浜松市建設工事請負契約約款

(工事工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書)

第3条 1～3 (略)

4 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合において、当該請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

5 (略)

6 参考

国土交通省ホームページ「建設業における社会保険加入対策について」の「4 法定福利費を内訳明示した見積書」に掲載されている「(3) 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順 (平成27年5月26日)」、「(4) 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順 (簡易版) (平成29年2月28日)」、「(6) 請負代金内訳書への法定福利費の明示」などに法定福利費の算出方法等が示されていますので、ご確認ください。

URL (http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

7 上下水道部発注工事への適用

本通知は、上下水道部発注工事にも適用します。この場合は、上下水道部の規程、細則及び約款が適用されますが、「5 関係する規則等 (抜粋)」と同様の内容です。

8 問い合わせ先

<通知全般について>

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市財務部調達課工事契約グループ 電話 053-457-2176

<法定福利費に係る概算額の算出、確認方法について>

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市財務部技術監理課技術管理グループ 電話 053-457-2426